

中国深圳経済特区における所有制と経済管理システム

朴 貞 東

目 次

はじめに

I 所有形態からみた経済特区

II 経済管理システムからみた経済特区

III 経済特区の性格をめぐる論議

結びにかえて

はじめに

中国は1978年12月の党の11期3中全会以後、「対外経済開放・対内活性化」という政策を打ち出した。この政策変更は「現代の世界経済では、各国間の緊密な貿易取引、資金の移動及び科学技術の交流、協力の中で発展している。全ての国の経済発展の速度は、ある意味でその国が世界の資金、物資、科学技術の交流、協力にうまく参加しているかどうかで大きく左右される」⁽¹⁾ という認識に基づいている。それにともない、79年以降は、外国政府や国際金融機関及び民間銀行からの借款、経済特区の設置、外国企業の直接投資の導入等を積極的に進めてきた。

「対外経済開放・対内活性化」政策が実施されてからちょうど14年目を迎える今年（1992年）、中国の対外開放地域は「経済特区——沿海開放都市——沿海省・市・自治区——内陸部」というように、点から線を経て次第に面へと拡大している。

本稿が取り上げる経済特区は、開放政策の窓口として、外資導入・外引内聯を目的として、まず80年8月に広東省の深圳、珠海、汕頭、続いて10月に福建省の厦門に設置された。さらに88年4月には、海南島もそれまでの準特区的扱いから全島が経済特区として指定された。これは開放政策のいっそうの進展を意味している。

中央政府はこれら経済特区に対し、柔軟かつ特殊な政策を与えた。それによって各経済特区は独自の発展戦略を立てられるようになった。それゆえ経済特区ではそれ以外の地区と異なった様々な管理体制と行政措置がとられてきた。こうした特殊な性格をもつ特区をどう規定すべきか。また公認の社会主義イデオロギーやマルクス・レーニン主義と特区政策とを如何に調和させるべきか。こうした論点をめぐって、中国国内ではこれまで様々な意見があった。代表的なものとしては次の3つの見解がある⁽²⁾。

①経済特区は社会主義的性質をもつ。

②経済特区は社会主義国家の中の資本主義である。

③経済特区は国家資本主義的性格をもつ。

特区のいかなる側面を重視するかによって、これらの異なった理解が生まれる。筆者の考えでは、所有形態に重点を置くか、あるいは経済管理システムに重点をおくかが重要な分岐点である。つまり、所有形態に重点をおいて特区をみると、特区に存在する単独外資企業は資本主義である。他方、経済管理システムに重点をおいて特区を見ると、単独外資企業は間接的にしろ社会主義中国の計画経済システムのもとで管理されている。したがって、社会主義とも国家資本主義ともいえる。しかし現実には、経済特区には社会主義あるいは国家

資本主義として規定できないものが多すぎる。たとえば、商品の価格はほとんど市場によって決められている。国家の計画の枠には入らない生産も少なくない。市場メカニズムは不動産・土地などの固定資産の流通にまで及んでいる。しかも、こうした領域では特区政策の管理が緩くなりつつある。したがって、上に紹介した諸理解と現実との間には少なからぬギャップが存在する。本稿では、主として深圳経済特区における調査結果を踏まえながら、従来の特区に対する理解の仕方を再検討したい。

I 所有形態からみた経済特区

まず、経済特区の所有形態を建物・土地・その他の生産財の3つに分けて説明する。

1) 建物に関する所有形態

深圳経済特区は、81年11月、「深圳経済特区土地管理暫定規定」を制定した。同規定にもとづいて工場、倉庫、ビル、住宅などを各個人が自由に売買できるようになった。その結果として87年には、深圳経済特区の社会総生産額と国民所得の中で不動産業が占める割合はそれぞれ43%と31%であった⁽³⁾。その中の大部分は個人によって売買されたものであった。たとえば、87年、財貿実業開発公社が建設した建物の74%は個人に、26%は集団へ売られていた。特区不動産公社の場合でも売買された建物の75~80%は個人に売られていた⁽⁴⁾。

深圳経済特区の住宅売買の実状は次のとおりである。

a) 市場価格による売買

1991年1月現在、深圳経済特区では3LDK規模のアパートは、市場価格で約20万~30万人民元である。地域によって差はあるが、このような高い値段でアパートを購入するのは、次のような人々である。

①富裕な個人：深圳経済特区の戸籍を持っていると、少なくとも1戸は市政府から配給される。かなり安い値段で買うことができる。資金をもつ個人はアパートをたくさん買い、他の人々に貸している。

②中国系企業：香港に企業を設立し、香港から深圳経済特区に進出している中国系企業や中国の内地から深圳経済特区に進出している内地企業はアパートを市場価格で購入しなければならない。

③外国企業：深圳経済特区に進出している外国企業は、市場価格でアパートを購入しなければならない。

④外国人：外国人（特に香港人、台湾人）が投機あるいは中国国内の親戚のためにアパートを買う例が多い。

購入されたアパートは賃貸されることも少なくない。91年1月現在、深圳経済特区では、3LDK規模のアパートの1ヶ月家賃は1500~2000人民元である。

このような高い金額で部屋を借りるのは、次のような人々である。

①特区に戸籍のない個人：特区以外の地域から来て、深圳経済特区に戸籍がない人々は、部屋を借りて生活しなければならない（金があれば部屋を買うことができる）。

②外国企業勤労者：外国企業（銀行・証券会社など大手企業）に勤める、深圳経済特区に戸籍を持たない中国人（主に幹部）や外国人。彼らは市政府から住宅の配給がないため、企業が買ったアパートか、貸アパートに住む。

b) 国営企業による住宅売買

国営企業も職員のために住宅をつくっている。国営企業が供給する住宅は3LDK規模で市場価格の1/5~1/7、4万人民元前後である。これは上記の市場価格による売買とは異なり、一定期間（平均50年）の住宅使用权を販売する。この使用

権は建物のみであり、土地所有権は企業がもつ。

国営企業の勤労者がアパートを買い、その後所属する企業を変える場合には次の2つの方法で問題を解決する。

①新しい企業がもとの企業に差額（現在の市場価格と元の企業の買取り価格の差額）を払う。この差額は巨額であるから、一般的には新しい企業は払いたがらない。

②もとの企業にそのアパートを返す。この時には買入時の支払い金額に対する銀行利子分を計算して、元金＋銀行利子を返してもらう。

国営企業の住宅は、国営企業の職員であれば誰でも買えるわけではない。企業の経営状態によって違うが、基本的には結婚した男性社員のみである。たとえば、国営貿易企業に勤務するA氏（32歳、既婚、大卒）の場合、同氏は会社の中でもいい成績をあげているが、まだ個人の家をもっていない。この企業の経営状態がわるく、従業員住宅をまだ十分に用意できないからである。現在は4LDKの家に2世帯が一緒に住んでいる。

c) 市政府による住宅売買

価格は国営企業よりさらに低い。3LDKでも1～2万人民币元である。ただし転職するときには、必ず市政府に返さなければならない。たとえば、深圳大学の場合は、市の中心地に教職員用のアパートを建設し、86年1月以前からこの大学に勤めている教職員を対象に分譲している。住宅所有権は50年間有効で、定年後にも住むことができる。また、50年内であれば他人に貸すこともできる。

以上が住宅の売買の実態である。住宅以外の建物も同じように売買されている。賃貸も自由である。たとえば、深圳経済特区の市中心にある農産物市場では個人営業者が数多く営業している。彼らは市場内の建物の持主に1.5平方メートル当り月200人民元の賃貸料を払っている。

2) 土地に関する所有形態

土地は社会主義公有制の基礎をなす最も重要な生産財である。現在、経済特区においては土地の所有権（集団所有制の農地をのぞく）は国家に帰属する。その所有権の自由売買は許可されている。また、その土地使用料に対して課税を行っている。

土地使用権に関するこのような政策に基づいて、現在、深圳経済特区では土地市場が飛躍的に発展している。土地使用権の売買が法律的に認められた88年から89年末までに深圳市が行った土地使用権の売却は184件であった。総面積427万平方メートル、総収入は約3億3000万元であった。そのうち、競売・入札による売却は13件で、総面積14.7万平方メートル、総収入は1億4000万元であった⁽⁵⁾。

土地使用権の売却は、個人の農地においても行われている。

〈類型1〉 集団が農地の所有権をもち個人が農地の所有権をもつ場合

深圳出身のB氏は、深圳経済特区の南頭区にある、日系企業に勤めている。人民公社の解体とともに、彼は農地の所有権を得た。彼はそれを他の地域から深圳にきた農民に1年契約で貸している。最初の87年は1年に1ムー当たり150元（1ムーは6.67アール）で貸し出した。91年には400元と、3年間で2.3倍に値上げした。所有権を借りた農民は、4人家族（夫39才、妻35才、5才{男}と3才{女}の子供）で2ムーの農地を耕作している。この農民は野菜を市場に直接出荷している。年間所得は7000元ぐらいであるという。

〈類型2〉 国家が農地の所有権・所有権両方をもつ場合

深圳経済特区の南頭区でバナナを栽培しているC氏は、1983年に家族4人で深圳にやってきた。彼は深圳市農業センターから10ムーの農地に対する所有権を1年契約で買い取った。借地料は83年には1ムー当たり100元（1年）であった。今（91年）では400元である。肥料代を含む総経費を引くと、年収は8000元から10000元であるという。

以上、2つの事例を紹介したが、筆者が調査した範囲では、深圳経済特区の農地の大部分がこのような所有形態で利用されていた。こうした借地農に関する正確な統計は発表されていない。深圳市政府スタッフの話によれば、深圳経済特区農地の95%以上がこのように使用権を農民が「購入」する形態でいとなまれている。

3) その他の生産財に関する所有形態

経済特区は設立以来、外国の先進技術と先進的な管理方法を取り入れるために、外国企業に優遇措置を与えてきた。そこで、香港をはじめ多くの外国企業が経済特区に進出した。その結果、経済特区には全人民所有制企業、集団所有制企業、個人企業、中外合作⁽⁶⁾・合弁企業⁽⁷⁾、単独外資企業⁽⁸⁾など多様な所有形態の企業が存在するようになった。88年末には、深圳経済特区の工業生産額は77億3097万元（1980年不変価格）になった。そのうち全人民所有制企業によるものは21億4728万元、集団所有制企業によるものは4億6727万元、単独外資企業を含む外商投資企業によるものは51億9万元であった。総生産額の約30%が社会主義公有制企業によるものである⁽⁹⁾。

ここで注意しておかなければならないのは社会主義公有制企業による生産といってもその少なからぬ部分が「三来一補」⁽¹⁰⁾による生産であるという点である。深圳経済特区における「三来一補」の総生産額は明らかでないが、「三来一補」の中で大きな割合を占めている「来料加工」生産額は、88年には4億6972万元であった。したがって、社会主義公有制企業による生産額26億1455万元のうち約20%は「三来一補」による生産であると考えられる⁽¹¹⁾。

要するに、企業の存在形態をその工業生産額からみた場合、深圳経済特区では社会主義公有制企業による生産は全体の27%にすぎないのである。

II 経済管理システムからみた経済特区

中央政府は経済特区の運営をめぐることは、計画経済よりも市場メカニズムを中心におくことにした。つまり、国家は中長期計画の作成・重大プロジェクトの導入・建設の認可に関与する。特区が国家の支援を必要とする物資、エネルギー等は国家計画に入れる。また、特区市民にとって最も基本的な財やサービスは指令性計画に含める。しかし、それ以外のものは、市場による配分あるいは「指導」に任せられる。

現在、経済特区では市場メカニズムはどこまで来ているのか。ここでは深圳経済特区を中心に、その実態をいくつかの分野に分けて考えてみる。

1) 消費財市場

特区が設立されて以来、政府は国民の生活レベルの向上、所得増大のために消費財市場の形成に力を注いできた。流通経路の活性化、価格改革等がそれである。

89年末現在、深圳経済特区における商業企業をその所有形態によって分類すると、表1のようになる。

表1からも分かるように、深圳経済特区における商業企業の中で国営企業・集団企業・内地企業が占める割合は30.1%にすぎない。これらの企業は所有形態からみれば国営あるいは集団所有である。しかし、経営活動の面ではそのほとんどが国家計画システムから離脱している。それは深圳経済特区の消費財市場の価格決定メカニズムをみると最も明瞭となる。

87年末では、深圳の商品小売総額のうちで、市場価格による取引は91.5%、流動価格⁽¹²⁾による取引は6.8%、国家公定価格によるものは1.7%を占めていた⁽¹³⁾。

この価格管理体系の改革によって、経済特区における価格体系は「一物多価」（国家計画価格と

市場価格が共存する価格体系) から「一物一価」に移行した⁽¹⁴⁾。また、経済の市場化にともない、市政府の計画担当官庁の役割も従来のような統制配分から商品価格に対する監督と管理の強化へと変わった。

このような状況の下では、上述の国営・集団の商業企業も、その所有権が国家あるいは集団にあるとしても、価格決定をはじめとする経営活動面においてはそのほとんどが国家計画システムから離れているといえる。

2) 生産財市場

計画経済体制の下で、中国では長い間、生産財は商品ではないと考えられてきた。したがって、生産財の市場流通は否定されていた。生産財は中央から地方まで統制配分の対象であった。しかし、監督官庁が繁雑で硬直化した管理を行うため、生産財の流通は円滑には進まなかった。経済特区では、経済の発展と大規模な設備投資の進展に伴い、生産財に対する需要が次第に増加した。そして、中央政府による統制配分ではもはや需要を満たすことができなくなった。経済特区の需要を満たすためには、内地あるいは外国から生産財を輸入しなければならない。そうすると、国家の統制配分、

国内の特区内からの購入、外国からの輸入という流通経路の違いによって少なからぬ価格差が生じる。生産財市場は著しく混乱することになる。そこで経済特区では、生産財流通の活性化と需給の安定をはかるために、生産財に関しては市場経済メカニズムを採用し、その価格決定を市場にまかせることにした。

近年では、深圳市物資総公司・特区発展公司・建材工業グループなどの大手国営企業だけでなく、外資系企業（100%外資企業も含む）もこの生産財供給の一部を担当している。87年では、深圳市にあって生産財を取り扱う企業は約700社にたった。主なものには電子部品・電気機械設備・建設資材（鋼材60社、セメント130社、木材30社）・金属材料・農業用生産財などがあった⁽¹⁵⁾。

生産財市場の形成にともない、深圳経済特区における生産財取引は従来の独占的取引から競争的取引にかわった。ほとんどが市場価格によって取引されるようになった。現在、流通している生産財の中で国家の管理下にあるものは、設備投資、公共事業投資に対する影響が比較的に大きい鋼材・セメント・木材などである。この中で国家計画配分によるものは、87年でみると、鋼材が1.2%、セメントが4.2%、石炭が35%であった⁽¹⁶⁾。しか

表1 深圳経済特区における商業企業の所有形態

(単位：社)

区 分 / 年 度		1 9 8 8 年	1 9 8 9 年	前年比増加（％）	
国 内 企 業		6,530	8,069	22.9	
内	国 営 企 業	1,642	1,751	6.0	
	集 団 企 業	529	671	26.8	
	内 地 企 業	28	38	35.7	
	個 人 企 業	4,331	5,609	29.5	
訳	内 訳	商 業	2,770	3,122	12.7
		飲 食 業	476	636	34.0
		サービズ業	1,085	1,849	70.4
外 資 系 企 業		113	103	-9.0	
合 計		6,643	8,172	25.4	

出所：深圳市統計局スタッフとのインタビューより作成

し、これら3つの生産財についても生産・流通・経営者の利益に影響を与えないという条件下で、「流動価格」制が適用されている。一般的にいうと、基準価格の20%以内においては、販売企業が自由に決定することができる。基準価格を20~30%上回る場合には、本社あるいはグループ本社が価格を決定する。引き上げ率が基準価格の30%以上に及ぶ場合には、必ず物価局に申請し、許可を受けなければならない。

3) 資本市場

従来は国営商工業の利潤・税金を中央・地方財政に集中するシステムがとられていた。そのため、財政当局が銀行よりはるかに強い仕組みができあがっていた。

しかし、経済特区では特区財政当局が相対的に非力で、金融機関が極めて大きな役割を果たしている。たとえば、79年から88年末までに深圳に投資された基本建設投資総額は138億元あまりで、79年の4966万元から277倍に増加した。その資金調達先のうち、中央政府あるいは深圳市財政からの支出は16%にすぎなかった⁽¹⁷⁾。

また深圳経済特区では様々な金融機関が重層的、競争的に存在する。たとえば中国系国営銀行には、中国人民銀行（中央銀行）、中国銀行（外国為替銀行）、工商銀行、建設銀行、農業銀行がある。中国系民間銀行には蛇口招商銀行、深圳発展銀行がある。外資系銀行には香港系6行、日本系4行、フランス系3行、英国系1行などが14行ある。銀行以外の金融機関は15社ある。その中には信託投資会社、財務会社、リース会社、証券会社、保険会社などが含まれている。それぞれの金融機関は自己の立場と利益に基づいて業績向上を追求している。企業もこれらの金融機関を自由に選択できるし、いくつかの口座を同時に開設することも可能である。こうして、特区の金融サービスは改善され、競争状態が創出されつつある。しかし、中

央と地方の人民銀行は各種の金融機関の業務範囲と内容に対して、厳しい監督と規制とを行っている。各金融機関の間における業務の相互参入は、一定の範囲に限定されている⁽¹⁸⁾。

4) 労働力市場

特区が設立されてから、多元的な所有制の併存、それにとともなる所有制企業間の労働力の移動が生じた。また、賃金・福祉・社会保障問題の調整、特区経済発展にとともなる労働力（特に熟練労働者）の不足などの問題が生じた。従来のような政府の計画的調整では問題の解決が難しくなった。そこで政府は深圳市に労働力計画について独立編成権を認めた。これによって、深圳は労働力政策について大きな自主権をもつようになった。

深圳市政府は社会・経済の発展目標に基づいて、労働力に対して自主的な計画管理を行っている。そのメカニズムは次のようである。

a) 正式戸籍をもつ人々

毎年の特区内人口（正式戸籍をもつ者）数に対して、市政府人事局が数量指標を決定し、指示する。この指標は主に特区人口の増加状況と生産発展規模によって決定される。市政府人事局が数量指標を指示すると、それは、市政府労働局を通じて配分される。戸籍は、労働局と公安局で共同管理される。正式戸籍を持っている人々のほとんどは、常雇い工⁽¹⁹⁾である。

b) 正式戸籍を持たない人々

深圳には大量の外来労働力（正式戸籍はもっていないが、暫住戸籍⁽²⁰⁾あるいは臨時戸籍⁽²¹⁾をもっている人々）が存在している。これは深圳市労働服務公司、区労働服務公司・町の労働サービス・ステーションなどの機構によって募集・調整・配分される労働力である。89年までに全市に各種の労働服務会社が54社設立された。これらは外資企業を含む各企業の要請に基づいて特区以外の地域から80万人の労働力を募集、配分している⁽²²⁾。

これらの人々は契約工⁽²³⁾、交代工⁽²⁴⁾、臨時工⁽²⁵⁾として雇用されている。

それでは深圳の総労働力の中で、市場メカニズムによって調整される正式戸籍を持たない人々はどのくらい存在するのであろうか。残念ながら、この労働者の人数に関しては明らかにされていない。ある統計では特区企業・事務所の総労働力の約80%が契約工・臨時工であるという⁽²⁶⁾。89年には特区内総人口の中で正式戸籍を持っている人々は全体の35%にすぎなかった。

5) その他の市場

経済特区発足以来、深圳市政府は科学事業の発展を積極的に促進し、海外の先端技術を導入した。科学者や技術者が民間企業を設立することや、企業内部に科学技術の研究組織を設立することなどを大いに奨励してきた。この結果、科学応用研究が強化されると同時に、その研究成果がまた一つの商品として流通するようになった。87年現在、深圳市の企業の中で技術開発・技術サービス・技術コンサルタントなどに関係する企業は201社あった。

深圳経済特区では、技術市場とともに情報市場も形成されている。市場調査活動やその結果を基盤にした研究活動、出版事業、コンサルタント事業が活発に展開されている。これらの情報が、また一つの商品として流通過程に入り、市場を形成している。技術・情報市場が形成されることによって、中国は外国の先端技術を輸入するだけでなく、自国技術を外国に輸出している。87年に深圳経済特区が輸出した技術取引額は1.6億米ドルであった。87年に、情報関係の企業は245社あった⁽²⁷⁾。

III 経済特区の性格をめぐる論議

つぎに、これまで分析してきた経済特区の実態を念頭に置きながら、経済特区の性格をめぐる論議を整理しておこう。主な見解には以下の三種が

ある。

第1は、経済特区を「社会主義的性質の社会」とみる見解である。この見解の代表者は于光遠氏である⁽²⁸⁾。彼は、経済特区が社会主義的性質をもつものである根拠として、次の3点を指摘する。

①経済特区は、中華人民共和国領土の一部において、いくつかの特殊な経済政策を行っているにすぎない。特区は政治社会制度に関する特区ではない。経済政策と経済管理にだけの特区であるにすぎない。

②経済特区においても少なからぬ社会主義公有制企業が存在する。「三来一補」の経営方式を行っていても、中国企業の社会主義的性質に変わりはない。

③外資系企業の中でも労働者・賃金・組織などの面で中国社会主義側の参加がある。だから、経済特区は完全に社会主義的性質をもつものである。

深圳大学経済特区研究所所長の梁文森氏も、次のように述べている。「特区は中華人民共和国の領土であり、中国政府が主権を行使している。それは社会主義祖国の分割できない一部分であり、勤労者の権利を代表する人民政府が公布する各種政策、法令を執行する。次に特区には資本主義経済と性格が全く異なった社会主義の要素、つまり国営経済と集団経済が存在している。さらに特区の個人経済は非社会主義の経済要素とのつながりが比較的多く、その影響を受けることも比較的大きいのであるが、基本的な面からみると依然として社会主義経済の必要補完物である」⁽²⁹⁾。

しかし、経済特区が社会主義的性質をもつものであるという解釈に対して筆者は次の疑問点を指摘したい。

①我々が経済特区の性格に関して議論するとき、対象は特区の経済的側面であって、政治および社会的側面での性格ではない。したがって、経済特区が政治および社会的側面での特殊性をもつ

ていないからといって、それが社会主義的性質をもつものであるとはいえない。

②経済特区には少なからぬ社会主義公有制企業が存在するが、深圳経済特区の例を見るとその生産額は全体の37%にすぎない。しかも社会主義公有制企業の少なからぬ部門が「三来一補」による生産である。こうした点を考慮すれば、経済特区における社会主義公有制企業の占める割合はさらに低くなる。このような状況においても経済特区は社会主義的性質をもつものであるといえるのであろうか。

③単独外資企業を含む外資企業の中に労働者・賃金・組織等の面で中国側の参加があることは確かである。しかし問題は、中国側の参加が企業の仕事の運営において、実際にどのくらいの影響を及ぼしているのかという点にある⁽³⁰⁾。

筆者が調査したある合弁企業の例を次に紹介してみよう(1991年1月取材)。D社は、米国資本と中国資本(本社は北京)が50%ずつ出資している靴製造の合弁企業である。

①労働力の募集・解雇：単独外資企業と異なり、合弁企業は労働者を募集するときに、労働局を通す必要はない。自由に新聞、広報に求人広告を出したり、縁故などによって労働者の募集ができる。したがって、労働者募集の面では市政府の規制がほとんどない。解雇もいつでも自由にできる。

②賃金の問題：中国側の出資先も基本的には外資側と同じ考え方である。労働者にはできるだけ賃金を低く支払って、利潤の極大化に努めている。この傾向は、中国側の出資主体が外省出身の企業であればあるほど強い。D社の場合をみると、この企業にとって広東省の農村出身の労働者たちは、この企業のもとの単位とはまったく関係のない出稼ぎ労働者に過ぎなかった。たとえば、労働者を雇うとき、3ヶ月間は試用期間として社会保険費を払わずに雇うことがで

きる(試用期間が終わり、正式に雇用すると会社側は労働局に各労働者の基本給の25%を払わなければならない)。ところが、会社側は人件費を減らすために、この試用期間をできるだけ延長しようとした。また、従業員の各種手当(残業手当、日・祝日特勤手当など)に関しても、ほとんど規定を守っていなかった。場合によっては、労働局に支払う25%の社会保険費も規定通りに支払っていなかった。

筆者の調査では、少なからぬ外資企業(合弁企業を含む)が上記の企業と同じやり方を行っている。それは、大部分の企業が安い生産基地を求めて経済特区に進出しているからである。それらの企業と合併している中国側も労働者の利益より、企業の利潤を優先する。

第2は、経済特区を「社会主義国家の中における資本主義」とみる見解である。中共広東省委宣伝部の符大榜氏は、経済特区が社会主義国家の中における資本主義である理由として、次の諸点を挙げている⁽³¹⁾。

- ①資本家が利潤を得るために工場を作ったり、各種事業を起こしたりする諸活動が許される。
- ②特区における労働雇用制度は、すべて剰余価値創出をその基本とする。
- ③特区における各種経済関係は市場調節を中心とする。
- ④単独外資経営企業は私的資本主義である。
- ⑤合弁および合作企業は資本主義にその根をもつ国家資本主義である。というのは、これらの企業の中では搾取する資本家階級と搾取される労働者階級という2つの階級が存在しているからである。

この見解では、剰余価値創出によって成り立つ資本家階級が存在するかしないかを主な論点としている。しかし、経済特区が資本主義であるということを明確に言うためにはこれだけでは不十分である。つまり、資本家階級の存在だけではなく

経済特区全般の所有形態の中で資本家階級の占める割合を調べなければならない。

また、経済管理の面においても市場調節を中心とするという抽象的な話だけでは説得力がない。この解釈がより大きな説得力をもつためには、どの部門にどのような市場メカニズムがはたらいているのかを明らかにしなければならない。すでに指摘したように、経済特区では資本主義に極めて近い経済管理システムが運営されている。しかし、経済特区は完全な資本主義であるとは言えない。実際のところ経済特区では、資本主義といってもそこには厳しい政府の規制が存在しているからである。そのいくつかを見ると、次のとおりである。

①労働雇用制度：単独外資企業の場合には、基本的には労働者の募集を労働局を経由しなければならない。また合弁企業、内地企業などは募集については労働局を経由しなくてよいが、その募集する労働力は必ず広東省出身でなければならない（外省出身者は特別な技術をもつ少数の者に限られている）。

また、労働者をどのような経路から募集しても、彼らを必ず労働局に登録しなければならない。しかも賃金以外に社会保険費も労働局に払わなければならない。

②戸籍問題：外省出身者は戸籍が移転されないことから様々な不利益を受ける。たとえば、住宅手当が支給されない。子供も学校に行かせられない（行かせるためには戸籍がある人より5倍も高い授業料を払わなければならない）。仕事も自分で探さなければならない。

これら以外にも経済特区は、前述のように所有形態の面や経済管理システムの面においても少なからぬ社会主義的な要素が存在する。したがって、これらの諸側面を考えると、経済特区を資本主義と位置づけることは性急であると思われる。

第3は、経済特区を「国家資本主義」とみる見解である。これは多数の研究者が支持する説であ

る。その論者の一人である許濂新氏は、特区の経済的性格が国家資本主義である理由について次のように述べている。「海外投資者による単独投資企業は、資本主義の企業であるが、そのおかれてある環境は資本主義諸国による個人経営の企業とは異なっている。それらは、わが国の政権下であり、特区政府の管理を受けている。わが国の法律を守り、営業税、家屋と土地の不動産税、利潤所得税を納めなければならない。また経営範囲の面でもわが国の制限を受け、勝手にふるまうことはできない。したがって、海外投資者による単独投資企業も国の権限と管理下にある特殊な資本主義企業であり、ある程度国家資本主義の性格を帯びている」⁽³²⁾。

また同氏は、特区における外資企業の利潤獲得を搾取として認めながらも、これを一種の買い取り政策と位置づけている。つまり、解放初期、中国が買い取り政策を通じて民族ブルジョアジーの協力を獲得したことと同じように、今日、中国は買い取り政策によって、外国資本および華僑資本と協力を行っている。かれらの資本と進んだ技術を導入し、それによって特区を発展させ、最終的には社会主義的現代化も達成しようとしている、と指摘している⁽³³⁾。

この解釈において最も特徴的なことは、特区の性格を単独外資企業にしばって論じているということである。この解釈は、それを所有形態からみると資本主義であると認めながらも、その経営管理システムの上では国家から様々な制約を受けているとする。そして、それは国家資本主義であると規定する。

しかし、ここで注意しなければならないことは、我々が特区の性格を論じるときには、単独外資企業の所有形態および経営管理システムだけではなく、特区全般の所有形態と経済管理システムとを論じなければならないということである。

また、同氏がいう国家資本主義という規定も不

明確である。彼はこれに関して、「一種の買取り政策として、まず外国資本から彼らの資本と先進的技術を導入し、それによって特区経済を發展させ、同時に外貨獲得と経営管理も学ぶ。そこで外国資本に期待した当初の目的が達成されるにつれ、これら外国資本もそのうち社会主義的改造を成し遂げるのである」という⁽³⁴⁾。

しかし、ここで問題になるのは、この社会主義的改造をいかに成し遂げるのかという点である。これについて同氏は、経済特区の国家資本主義は解放以後民族ブルジョアジーに対して行った国家資本主義とはいささか事情が違ふといひながら、経済特区の国家資本主義は相当長期にわたるといふ曖昧な表現で終わっている⁽³⁵⁾。もし経済特区を国家資本主義として定義するならば、この問題についても明確に規定する必要があるのではないだろうか。

結びにかえて

本稿では所有制と経済管理システムとに注目しながら、経済特区の性格を検討した。従来における経済特区の性格に関する理論的な規定の代表的なものとしては、①経済特区は社会主義的性質のものである。②経済特区は資本主義的性質のものである。③経済特区は国家資本主義的性質のものである、などの見解があった。

しかしこれら三種の見解はいずれも経済特区の性格を理論的・抽象的に分析していた。そこで経済特区の実態とは少なからぬ距離があった。実際に経済特区で行われている様々な経済政策を分析してみるとそこには社会主義あるいは国家資本主義として説明できない部門が少なくない。三種の見解についての筆者なりの論評を終えていま筆者は一つの試論として、現在の経済特区を社会主義国家における「規制された資本主義」として規定したいと思う⁽³⁶⁾。それは次の根拠による。

①経済特区以外の地域では、所有制は社会主義

公有制が、経済管理システムは計画経済が基本になっている。

②経済特区には様々な所有形態が存在する。ただし、その中で社会主義公有制（全民所有制、集団所有制）が占める割合は少ない。

③経済特区における経済管理システムは、経済特区全体の発展計画および物資供給（労働力をはじめ水、電気などの基本物資）面では国家から規制を受けている。しかし、それ以外のミクロレベルにおける経済運営については、その大部分が市場メカニズムにゆだねられている。

④さらに重要なことは、経済特区の中における社会主義公有制部門および経済管理に対する国家の規制は、時間がたつにつれますす少なくなっているということである。

経済特区は社会主義（計画経済）が資本主義（市場経済）に移行するさいの一つの過渡的な経済体制形態である。これは従来の経済システムでは経験できなかった新しい出来事である。

以上簡単ながら本稿での議論を整理してみた。本稿でできなかった点は今後の研究課題として残しておく。

第1点。本稿でもふれたように現存する経済特区は社会主義国家における「規制された資本主義」として規定してもよいくらいに資本主義市場メカニズムに近づいてきた。しかし、これは中国社会主义全体からみればごく一部の地域である。したがって中国としては社会主義国家における「規制された資本主義」である経済特区と社会主義計画経済である中国全土をいかにして結び付けるかが国家経済を運営するうえで大変重要な問題となるであろう。現在におけるこの2つの経済メカニズムの結び方及びそこでの問題点は今後の研究課題として残しておく。

第2点。経済特区の経済は資本主義市場メカニズムに近い。しかし、そこにはまだかなり厳しい政府の規制が存在する。それは1つには経済特区

の歴史はまだ10年しかたっていないからである。つまり経験不足である。もう1つには経済特区はあくまでも社会主義計画経済の中における経済特区である。厳しい政府の規制と市場メカニズムとが混存することによって、経済特区には少なからぬ問題が生じている。その問題と原因に関する検討は、本稿では十分には出来なかった。以上2点を今後の研究課題として残しておく。

[注]

- (1)『人民日報』1978年12月25日。
- (2)その他、特区は、「国営経済、合作経済、私営資本主義経済などの各種の経済要素が並存する新民主主義的経済形態が存在するところ」，「社会主義と資本主義という2種類の経済制度が並存する中間地帯」，「社会主義の上部構造プラス国家資本主義を主とする各種の経済成分が並存する地区」，「特区は社会主義と資本主義の二重の性格を持つ地区」であるといった見方もある。
- (3)劉志庚編『深圳市場体系透視』海天出版社，1989年3月，p.143。
- (4)同上，pp.153～154。
- (5)唐火照『1980～1990深圳十年』昆倫出版社，1990年，p.95。
- (6)中国側，外資側の各当事者が現物をもとに出資することは合弁経営と同じであるが，その価値評価はしないのが普通である。また経営・リスク・利益配分も契約によって行う。清算も同じように契約によって行うが，通常資産が無償で中国側に譲渡されるケースが多い。合作経営の組織には法人としての地位を持つ組織と持たない組織の二形態がある。
- (7)中国側，外資側の各当事者が現金（外貨，人民元），建築物，機械設備，土地使用権，特許権などを共同出資し，出資比率に応じて，利益を配分する。また清算の時にも，出資比率に応じ
- て有償で清算する。合弁企業は株式所有型の合弁企業であるため，合弁法にもとづいて，法人としての地位を持つ有限責任会社を構成しなければならない。
- (8)100%外資の企業を開設する形態で，企業内の全ての固定資産及び資金は投資者個人の所有に属し，特区の法律の保護を受ける。契約有効期間内においては，更新，設備の移転，資金の移動を行うことができ，企業内の生産，販売，原価計算，利益，損失は完全に投資者が責任をもつ。企業が土地を借り受け，自ら工場を建設する。工場を借りる際には，協議により土地または工場レンタル料を支払う。
- (9)鄭天倫・陳灼華編『中国経済特区十年叢書：深圳分券』香港中文大学当代亞洲研究中心中国経済特区資料研究室，1990年6月，pp.241，245の統計表より計算。
- (10)「三来一補」には次の4つのタイプがある。
 - a)「来料加工」(processing on commission)——外国の発注者から原料や部品，包装資材を輸入し，加工した製品を発注者に引き取らせ，中国側が加工賃を受け取るもの。
 - b)「来樣加工」(manufacture on the basis of sample)——外国の発注者が提供したサンプルや仕様書に従い，原料は中国産のものを使用して製造し，製品は発注者が引き取るもの。
 - c)「来件装配」(ノックダウン)——外国の発注者が部品を提供し，中国側が組立を行い，製品を発注者が引き取るもの。
 - d)補償貿易 (compensation trade)——外国企業が原材料や機械設備など必要資材を提供し，生産した生産物を償還にあてる，いわゆる生産物分与方式である。
- (11)前掲，鄭天倫・陳灼華（1990），p.247の統計表より計算。
- (12)これは一部の商品について，企業が市物価局の定める範囲内で価格を上下に流動することがで

きる価格である。たとえば、海産物については10～30%の流動価格を実施し、品質に応じた価格の上下を認める。現地で生産される工業製品、とくに家庭用電気製品については、値下げ奨励のため、下限を定めず、上限だけを定める。

(13)前掲、劉志庚（1989），p.36。

(14)価格体系の中心が、従来の公定価格から自由価格へと変化する際によって一番問題となるのは、激しいインフレである。深圳市統計局のデータによると価格改革に着手して以来、物価指数は大幅な上昇を記録している。物価上昇が特に目立つのは1979年から1981年の特区開始当初と、1984年に食糧、油などの価格補助が取り消された時期である（表2参照）。

(15)生産財市場における競争的な取引関係が形成されつつあるにもかかわらず、依然として国営企業が生産財市場に占めるシェアは相当に大きい。

1986年、1987年の例を見ると国営企業の生産財市場の占有率は下がったが、依然として高率である。特に石油、石炭、ガスなど国内から調達される生産財に関してはその占有率が50%以上である（表3参照）。こういう状態では生産財市場における「官僚的経営」という従来の悪習を除去することが難しい。前掲、劉志庚（1989），p.57。

(16)同上，p.75。

(17)その資金調達先をみると、①外資18.5%，②国内金融機関からの借款23.6%，③中央政府の投資2.9%，④中央各省庁・各省市の投資12.1%，⑤深圳市内の企業の自己資金20.7%，⑥内地との結び付きのある企業の投資4.1%，⑦深圳市の財政支出13.9%，⑧その他4.2%，などである。梁文森「深圳経済特区の経済発展とその経験」中国研究所『季刊中国研究』第17号（1989年秋），p.7。

(18)現在、経済特区の資金（預金・貸出）市場における国営專業銀行の支配力はほぼ独占的である。1988年国営專業銀行の預金・貸出シェア（人民元）はそれぞれ80.3%と94.6%を占めている。また外貨の預金・貸出に占めるシェアもそれぞれ81.7%と69.3%を占めている。1987年の場合、工商銀行は都市預金総額の約90%，中国銀行は外貨預金総額の約75%，建設銀行は中・長期融資の約50%のシェアを占めている。

(19)1986年に深圳には常雇い工が10.24万人いた（その中には宝安县から留用された職員と特区企業に派遣されてきた幹部、熟練労働者及び1979年から1980年にかけて内地から募集し採用した労働者などをも含む）。1981年に「広東省経済特区における企業の労務賃金管理についての暫定規定」が公布されてから、深圳特区のほとんどの産業企業は労働者を雇う際には契約制を

表2 深圳市の物価指数

（1980年物価指数：100）

年 度	生 活 費 用 価 格 指 数				市貿易物価 指 数
	総 指 数	小 売 物 価		サービス 価格指数	
		総指数	食品類		
1981年	110.7	111.8	111.7	101.6	121.0
1982年	119.3	120.5	137.5	110.4	135.0
1983年	121.7	123.1	145.6	111.4	137.2
1984年	130.0	129.4	155.2	132.9	123.5
1985年	176.0	173.0	196.9	200.4	149.4
1986年	186.7	183.4	212.8	214.2	155.5
1987年	213.6	211.4	252.7	230.1	186.8
1988上半期	252.5	252.9	312.3	249.2	237.6

出所：劉志庚編『深圳市場体系透視』海天出版社，1989年，p.48。

表3 深圳市主要工業用資材供給量に占める市国営專業会社の市場シェア

（単位：%）

公 司	商 品	1986年	1987年
金 属 公 司	鋼 材	33.5	30.6
木 材 公 司	木 材	13.8	10.4
建 材 公 司	セメント	33.1	27.4
石 油 公 司	石 油	55.3	48.3
燃 料 公 司	石 炭	63.0	58.0
液化ガス公司	液化ガス	67.0	55.0

出所：深圳市政府計画局編『深圳市場体系透視』海天出版社，1989年，p.76。

採用するようになった。ただし、文化、教育、医療などの機関は依然として「常雇い制」を採用している。

(20)ここでいう暫住戸籍をもっている人々は、特区の居住期間が比較的長い（1年以上）が、正式に常住戸籍を取得して移住する必要のない人々のことをいう。これらの人々の代表例は、特区で企業を興したり、外資企業と共同で企業活動を行うために内地からやってきたが、長期的に特区に住むことが出来ない管理職・技術者・熟練労働職の人々である。彼らは3～5年たつて内地に呼び戻される（深圳では契約制労働者の契約期間は3～5年）。その数は1988年の場合92万9,996名（特区46万2,127名、宝安县46万7,869名）で、前年比55.41%増である。深圳経済特区年鑑編集委員会『深圳経済特区年鑑—1989年』広州・広東人民出版社、p.45。

(21)これは居住期間が比較的短い半年以下の人々に発給するものである。彼らは特区管理線から深圳に入境するための証明を武装警察辺防部隊から取得するのみで、暫住戸籍の手続きは行わない。彼らの多くは外地とりわけ農村地区から来て、臨時工として建築現場で働いている。その数は、1988年の場合7,908万人（特区7,562万人、宝安县346万人）で前年比15.79%増である。同上、p.46。

(22)『深圳特区報』1989年2月14日。

(23)深圳経済特区は、1982年から新規採用を行う時、全て契約制をとることになった。資本主義国の雇用関係と同様に採用試験もあり、勤務態度・勤務成績が悪ければ解雇される。「契約工」は一般に中学、高校を卒業した若い人々が多く、現状に満足していないこともあり、よく職を変える。

(24)深圳にある内地との連合企業は交代工制度を実行している。特区と内地との連合企業に派遣される内地の技師、管理者、熟練労働者は、1～

2年の任期を終えると次の新規派遣者と交替する。現在、深圳の内地との連合企業には1万人の交代工がいると推計されている。これらの労働者数には、深圳市統計局が集計する職員・労働者は含まれていない。

(25)臨時工は主として次の3つの分野で働いている。

工場の中の流れ作業のラインで働くもの。町や農村から失業者が単身でやって来る場合が多い。土木建築現場で働くもの。省外から大量に採用され、建築従業員として工事を請け負うもの。採石場・運輸業・各種修理業等の職種で働く農村から組織的な出稼ぎ労働者・山村僻地や貧困地区の農民。この他に、職人・メイド・病人の付添い・倉庫番などの職種もある。これらの臨時工の数は88年に40万、89年9月現在で50万人といわれている。内田知行「深圳における人口増加と社会変化」中国研究所『季刊中国研究』第17号（1989年秋）、p.56。

(26)『深圳特区報』1989年4月12日。

(27)前掲、劉志庚（1989）、p.161。

(28)于光遠「談談對深圳經濟特區的幾個問題的意識」『經濟研究』1983年第2期。

(29)「深圳經濟特區經濟模式初探」『經濟導報』，香港，1982年6月。

(30)特区企業とくに外資系企業は企業管理の面において国内の一般企業に比べて大幅な自主権をもっている。それは特区企業が、上述したように国家計画外で活動するからである。これら自主権をもつことによって、企業は購入・販売・投資・企業内管理等の諸項目を自主的に決定することができる。特区企業で行われている企業管理制度としては管理機構の改革、政社分離、民主的選挙、招へい制、人材募集、研修などがある。詳しくは『北京周報』1984年12月4日を参照。

(31)「經濟特區的經濟性質」，中國經濟特區年鑑出版社（香港）編『中國經濟特區年鑑—創刊号』，1983年，pp.585～586。

(32)許滌新「中国経済特区の性格について」『北京周報』1984年1月24日。

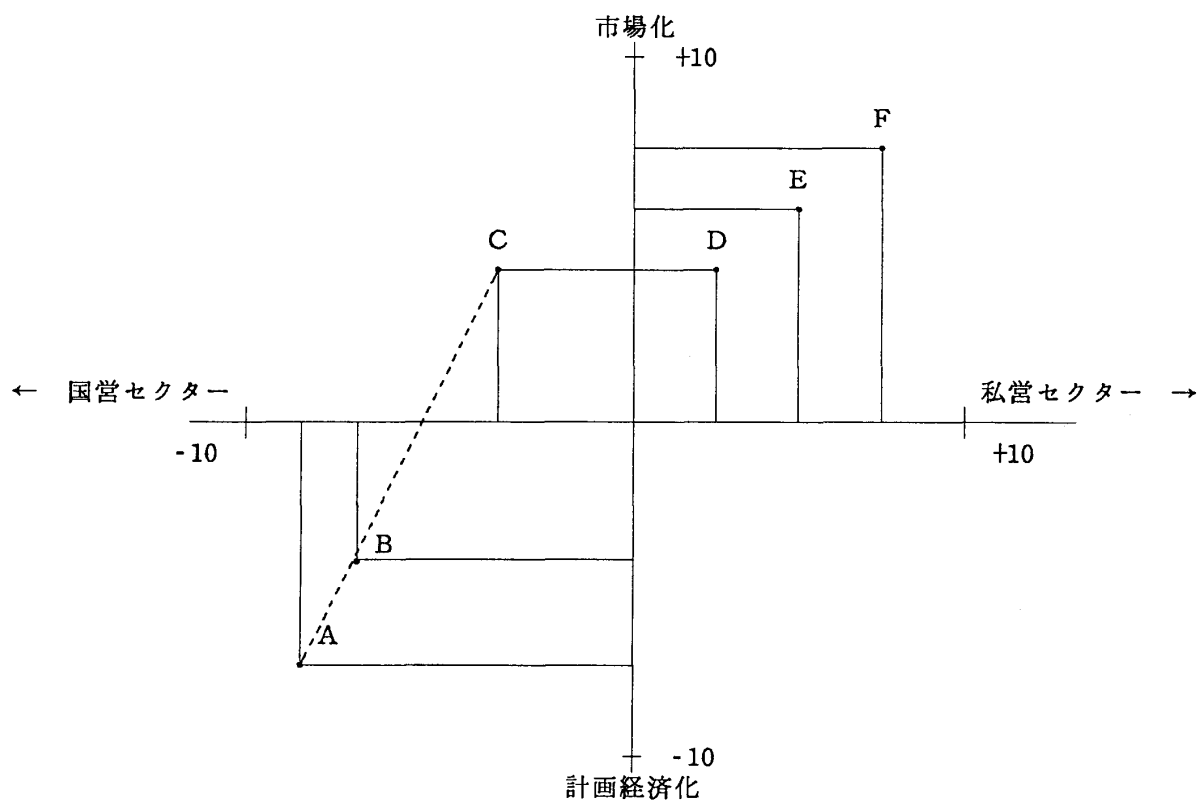
(33)新中国設立後の1949年～1955年の間に行った私営企業に対する社会主義的改造に関しては、薛暮橋・蘇星・林子力共著『中国国民経済の社会主義的改造』北京外文出版社、1960年に詳しい。

(34)『北京周報』1984年1月24日。

(35)同上。

(36)ある意味では、現存の日本を代表とする資本主義国家の全てが「規制された資本主義」として解釈されうるかもしれない。しかし、中国の経済特区と現存する資本主義国家とは同じ「規制された資本主義」として規定されたとしても、その2つの間には図1にも見られるように所有形態及び市場化の程度の面でかなり異なっているのである。

図1 経済特区の性格図



A：集権的社会主義. B：分権的社会主義. C：経済特区.
D：後進資本主義. E：中進資本主義. F：先進資本主義.